

# 交流会議事業企画実施業務委託 仕様書

本仕様書は、当該業務に関して基本的な事項を提示したものである。

そのため、その他必要と考えられる事項については、創意工夫し提案すること。

## 1 業務名

交流会議事業企画実施業務

## 2 目的

学園都市づくり交流会議（以下、「本会議」という。）では、大学と地域との交流を通じて、相互理解と親睦を深め、大学の地域への定着を促進し、文化の薫り高い学園都市づくりに寄与するため、大学、市、関係機関が連携した取組みを行っている。

本業務は、本会議が行う学生の地域活動促進事業及び町家プロジェクト推進事業を円滑に遂行するために必要な企画及び実施を委託するものである。

## 3 業務の履行場所

東広島市内一円

## 4 業務の実施期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

## 5 業務の範囲

### 1 学生の地域活動促進事業

#### (1) 地域を体験する機会の創出

学生が地域や地域活動に興味関心を持つきっかけとなるように海や山などの自然や地域産品に触れ合う様々な地域体験企画を行い、実施すること。

#### (2) 学生ローカルパートナー制度

地域をフィールドにして学生と地域との連携による活動を行う学生団体を「学生ローカルパートナー」として認定し、伴走的な支援を行うこと。

#### (3) 学生と地域とのコーディネート機能

学生と地域との連携促進を図るため、次に掲げるもののほか、地域ニーズなどの情報収集・情報発信を行うとともに、地域課題と学生の地域活動のマッチング等を行うこと。

ア コーディネーターによる相談体制を設けること。

イ SNS及びホームページによる情報発信

学園都市づくり交流会議専用のWebサイトによるアーカイブ的な情報提供のほか、学生に向けた効果的な情報発信を行うこと。

### 2 町家プロジェクト推進事業

西条酒蔵通りの町家における学生の活動拠点形成や学生の活動を中心とした賑わいの創出を図る。

(町家の概要)

所在地 東広島市西条本町8-11

建物構造 木造瓦葺2階建

延床面積 304.13平方メートル(1階155.37㎡ 2階148.76㎡)

(1) 学生企画イベントの実施(年10回程度)

学生が本市をフィールドとして、活動企画・実践を通して自らの成長を図るとともに、こうした活動をまちの活力につなげていくため、学生自らが企画した活動を実践するためのノウハウを学んでいくための伴走支援、運営のサポートを実施すること。

(2) 多様な主体と連携した地域振興イベントの実施(年5回程度)

酒蔵との連携、SDGsパートナーとの連携などにより、地域振興に資する様々な企画を催し、学生の企画立案能力向上を目指すとともに、アントレプレナーの表現の場とする(シェアサイクル、フードドライブ、蔵びらきイベント内の企画など)。

3 打合せ協議

本業務の実施に当たり、月1回の進捗状況報告及び実施方針確認のための打合せ協議を実施する。

6 履行体制

(1) 履行体制

業務履行に必要な知識や経験を有するもの(専門員)を配置すること。また、学生向けのサポーターを配置することもできる。

(2) 連絡体制の構築及び事業計画書について

学園都市づくり交流会議との連絡体制を構築し、契約締結後にスケジュール等が記載された事業計画書を学園都市づくり交流会議事務局へ提出すること。

(3) 業務履行中の事故の対応

履行中(移動中を含む)に発生したすべての事故は、受注者の責任で解決すること。第三者に損害を与えた場合も同様とする。

7 業務報告

下記(1)から(4)までのとおり完了報告書を作成の上、提出すること。

(1) 納品物

完了報告書(事業の実施状況、経費の概要、業務従事の状況等を含む)

(2) 納品方法

電子データにより提出すること。

(3) 納品先

学園都市づくり交流会議事務局

(〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 東広島市総務部政策推進監内)

(4) 報告期限

令和6年3月29日（金）まで

## 8 受託者の義務

- (1) 受託者は、受託する業務が公共的なサービスであることを十分認識し、法令・条例等を遵守し、業務を誠実に遂行しなければならない。
- (2) 受託者は、委託業務の実施に当たり、業務上知り得た秘密その他の情報を、業務以外の目的に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。業務完了後又は契約解除後においても同様とする。

## 9 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、企画提案書での提案事項についても実施すること。
- (2) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは、本仕様書に記載のない細部については、学園都市づくり交流会議事務局と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (3) 業務の内容に著しい変更が生じた場合は、学園都市づくり交流会議事務局と受注者が協議し、契約の変更を行うものとする。
- (4) 受託者は、協議のつど、議事録を作成し、委託者に提出するものとする。
- (5) 受託者は、本業務の全部または一部を第三者に請け負わせ、また委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により本会議の承認を得た場合は当該業務の一部を第三者に請け負わせ、また、委任することができる。
- (6) 本業務の実施により生じた一切の知的所有権及び成果物の著作権はすべて発注者に属するものとし、本会議の許可なく第三者に公表、貸与、使用、複写、漏えいをしてはならない。
- (7) 業務において文献及び参考資料を引用した場合は、その文献名及び参考資料名を明記するものとする。
- (8) 受託者は、委託業務の実施に当たり、業務上知り得た秘密その他の情報を、業務以外の目的に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。業務完了後又は契約解除後においても同様とする。
- (9) 託者は、受託する業務が公共的なサービスであることを十分認識し、法令・条例等を遵守し、業務を誠実に遂行しなければならない。